

障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程における留意事項  
(教育学部附属学校関係)

平成 28 年 3 月 23 日  
学 長 裁 定

国立大学法人福井大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）第 6 条及び第 7 条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

**第 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第 6 条関係）**

規程第 3 条第 1 項及び第 2 項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

- 障害があることを理由に受験を拒否すること
- 障害があることを理由に入学を拒否すること
- 障害があることを理由に授業・教育を受けることを拒否すること
- 障害があることを理由に行事、式典、遠足、修学旅行への参加を拒否すること
- 障害があることを理由に施設の利用を拒否すること

**第 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第 7 条関係）**

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第 3 条第 3 項及び第 4 項のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

**(物理的環境への配慮)**

- 配架棚の高い所に置かれた図書等を取って渡したり、図書等の位置を分かりやすく伝えたりすること

- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある児童・生徒等について、座席位置を出入口の付近に確保すること

#### **(意思疎通の配慮)**

- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す児童・生徒等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- 入学試験や定期試験、又は授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

#### **(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)**

- 事務手続きの際に、職員や教員が必要書類の代筆を行うこと
- 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること
- 日常的に医療的ケアを要する児童・生徒等に対し、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること